

石油申告受渡実施要領

(平成11年7月1日施行)

(平成12年1月19日変更)

(平成12年4月19日変更)

(平成13年2月21日変更)

(平成13年5月22日変更)

(平成15年6月18日変更)

(平成15年12月17日変更)

(平成16年3月17日変更)

(平成16年9月15日変更)

(平成17年4月20日変更)

石油申告受渡実施要領

(目的)

第1 この要領は、石油受渡細則第22条に規定する申告受渡(以下「申告受渡」という。)に関し、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2 申告受渡は、当月限の建玉を有する市場会員が、合意により受渡しを行うことについての契約等を当月限納会前に締結し、その旨本所に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

(利用可能対象者)

第3 申告受渡は、次の各号の一に該当する者(軽油にあつては、渡方は石油受渡細則第3条第1項第1号に規定する者、受方は同項第1号から第3号に規定する者)であつて、本所が適当と認めたものに限るものとする。

市場会員又は会員からの委託に基づき受渡しを行う受託会員

定款第11条第1項第1号に該当する者(以下「当業者」という。)からの委託に基づき受渡しを行う受託会員又は当業者の委託の取次ぎを引き受けた取次者からの委託に基づき受渡しを行う受託会員

非居住者である当業者の委託の取次ぎを引き受けた外国商品取引業者からの委託に基づき受渡しを行う受託会員

(申告受渡希望の申出)

第4 当月限の建玉(前月限納会日の翌営業日から当該月末営業日までは、1番限月の建玉)を有する市場会員が、申告受渡の相手方を求めようとするときは、受渡品、受渡数量、受渡場所、受渡日、受渡方法、申出有効期日及びその他受渡条件等について記載した本所が定める書面をもって、前月限納会日の翌営業日から石油受渡細則第22条第1項に規定する最終申出期日の前営業日の午前11時45分までに、本所に申し出ることができる。

2 本所は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく、前項の規定に基づく書面の内容(受渡条件等については、当該申出を行った者が認める内容に限る。)を本所に掲示する。

3 申出を行った市場会員は、第1項に規定する書面に記載されている内容を変更(申出有効期日及び申出数量を除く。)するときは、改めて書面を本所に差し出さなければならない。この場合、本所は、遅滞なく当該変更内容を本所に掲示する。

(申出方法及び承認等)

第5 申告受渡の申出方法及び承認等は、次のとおりとする。

申出を行う市場会員は、石油受渡細則第22条第1項に規定する申出期間内における毎営業日の午前11時45分（ に定める書面について、本所が認めた場合には、受渡日の前営業日の午後4時45分（半休業日にあつては正午））までに、以下の書類を本所に差し出さなければならない。ただし、申出は、受渡日の2営業日前の午前11時45分（半休業日にあつては午前9時30分）までに行わなければならない。

渡方及び受方が連署した申請書

受渡日、受渡場所、受渡数量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しが行われることが確認できる受渡しに係る契約書等の書類の写し（以下「契約書等」という。）

石油受渡細則第2条第2号及び第3号に規定する製造所又は貯蔵所に設置されているタンク内において、当該受渡品を移動させることなく受渡しを行う（以下「インタンクトランスファー」という。）場合にあつては、受渡場所若しくは当該受渡品を保管又は管理している者が、当該受渡品を渡方及び受方間でインタンクトランスファーを行うことについて同意する旨を記載した書面

に規定する書面について、渡方又は受方が自己の所有する受渡場所（タンク業者等からタンクの全部若しくは一部について賃貸借契約又はこれに準ずる契約等を締結している場合の受渡場所を含む。）若しくは当該受渡品を自己で保管又は管理しているタンク内においてインタンクトランスファーを行う場合は省略することができる。

本所は、前号の申出について、市場管理上問題がないと認めるときは、これを承認するものとし、本所の承認をもって当該申出が成立するものとする。ただし、受渡方法がインタンクトランスファーの場合にあつては、申出市場会員に対し受渡しに関する詳細な説明を求め、又は資料の提出を求めることができるものとし、この場合において、当該市場会員が正当な理由なくこれに応じないとき、若しくは説明又は資料を求めた結果、インタンクトランスファーにより受渡しを行うことが適当でないとき、他の受渡方法に変更を指示、若しくは当該申出を承認しないことができる。

申告受渡が成立した建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外するものとする。

本所は、成立した申出について、遅滞なく本所に掲示するとともに、当該市場会員に対して受渡代金（ガソリンにあつては、受渡数量に応じた揮発油税及び地方道路税の税額分を加算した金額とし、軽油について、第16第1項に基づき課税取引により受渡しを行う場合にあつては、軽油引取税の税額分を加算した金額とする。以下同じ。）及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。）を通知する。

申出を行った市場会員は、第1号に規定する申請書又は契約書等に記載されている内容を変更(申出数量を除く。)するときは、受渡日の午後3時30分(休業日にあつては前営業日の午後3時30分(半休業日にあつては正午))までに、改めて書類を本所に差し出さなければならない。この場合、本所は、遅滞なく当該市場会員に対して、受渡代金等を再度通知する。

- 2 申出を行った市場会員は、申告受渡が成立した場合には、第14の規定に基づき受渡しを行うものとする。

(申出の変更及び取消等)

第6 申告受渡希望の申出を行った市場会員は、申出有効期日及び申出数量を変更し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、申出有効期日までに申告受渡の申出が行われなかった場合、又は石油受渡細則第16条第1項第1号から第3号及び第5号から第7号の定めに基づき生じた場合にはこの限りでない。

- 2 申告受渡の申出を行った市場会員は、申出数量を変更し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、第5第1項第2号の規定により、本所が当該申出を承認しない場合にはこの限りでない。

(受渡供用品)

第7 受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とする。

ガソリン

揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条に基づく経済産業省令第10条で規定されている揮発油規格の品質基準を満たし、かつ硫黄分が10ppm以下の国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン。

灯油

日本工業規格K2203の2号の品質基準を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油。

軽油

日本工業規格K2204表1に掲げるいずれかの種類(特1号~特3号)の品質基準を満たし、かつ硫黄分が10ppm以下の国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油。

(受渡場所)

第8 受渡場所は、本邦所在の石油受渡細則第2条第2号及び第3号において規定する製造所又は貯蔵所のうち、受渡当事者間で合意した場所とする。

(受渡品の量目)

第9 受渡品の量目については、第14第1項第5号において規定する協定書等に記載されている数値に基づくものとする。ただし、インタンクトランスファーについては、第5第1項第1号に規定する申請書及び契約書等に記載されている数値に基づくものとする。

(受渡品の量目の増減の許容限度)

第10 受渡品の量目が第5第1項第1号に規定する申請書又は契約書等に記載されている受渡数量(以下「記載受渡数量」という。)に比し、100分の2以内の増減である場合は、受方はこれを引き取り、受渡品の量目により受渡値段をもって決済するものとする。

2 受渡品の量目が記載受渡数量に比し、100分の2を超える増量又は減量が生じたときは、受渡当事者間で処理するものとする。

(建玉決済枚数と受渡品の量目との関係)

第11 申告受渡により決済できる当月限の建玉枚数については、受渡品の量目を業務規程第13条において規定する受渡単位に換算させた枚数の範囲内において、受渡当事者間で合意した枚数とする。ただし、受渡品の量目を受渡単位に換算させる場合において、最小受渡単位に比し50%を超える端数量目が生じたときは、当該端数量目を最小受渡単位とみなして建玉を決済することができるものとする。

(受渡日)

第12 受渡日は、成立日の翌営業日の翌日から翌月末日までの間のうち、受渡当事者間で合意した日とする。

(受渡値段)

第13 受渡値段は、成立日の当月限の帳入値段とする。

(受渡方法)

第14 申告受渡の受渡しの方法は、次のとおりとする。

渡方は、受渡日の前営業日の正午までに、業務規程第49条第2項に定める出荷依頼書等を本所に差し出さなければならない。

受方は、受渡日の前営業日の正午までに、受渡代金等を本所に差し出し、前号に規定する出荷依頼書等の交付を受ける。

受渡しの方法は、石油受渡細則第2条第1号において規定する海上出荷又は陸上出荷(「陸上出荷」とは、危険物の規制に関する政令第2条第6項において規定する移動タンク貯蔵所による出荷のことをいう。)のほか、受渡当事者間で合意した方法により行うものとする。ただし、受渡品は、渡方から受方へ確実に移動させなければならない。

前号の受渡しは、業務規程第13条に規定する受渡単位にかかわらず、分割して行うことができる。

受方は、受渡日の翌々営業日の午後3時30分（半休業日にあつては正午）までに、本所が定める受渡完了通知書を本所に差し出さなければならない。この場合において、受方は、荷役協定書の写し又は納品書の写し等、受渡しが確実に完了したことを証する書面（以下「協定書等」という。）を添付しなければならない。

本所は、前号に定める受渡完了通知書及び協定書等が提出された（毎営業日3時30分（半休業日にあつては正午）までに本所が受領したものに限る。）翌営業日の正午までに、渡方に対して受渡代金等を支払う。

本所は、記載受渡数量と受渡品の量目との間に過不足が生じた場合（第10に定める許容限度の範囲内に限る。）は、次のとおり当該過不足に係る受渡代金等の調整を行う。

受渡品の量目が増量した場合

ア．本所は、受渡完了通知書及び協定書等の提出がなされた日に、増量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方及び受方の双方に対してこれを通知する。

イ．受方は、当月限最終受渡日の4営業日後の正午までに当該金額を本所に差し出し、本所は、当該受方より差し出された日の翌営業日の正午までに渡方に支払うものとする。

受渡品の量目が減量した場合

ア．本所は、受渡完了通知書及び協定書等の提出がなされた日に、減量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方及び受方の双方に対してこれを通知する。

イ．渡方は、当月限最終受渡日の4営業日後の正午までに当該金額を本所に差し出し、本所は、当該渡方より差し出された日の翌営業日の正午までに受方に支払うものとする。

2 インタンクトランスファーについては、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

受方は、受渡日の前営業日の正午までに、受渡代金等を本所に差し出さなければならない。

受方は、受渡日の翌営業日の午後4時45分（半休業日にあつては正午）までに、本所が定める受渡完了通知書を本所に差し出さなければならない。

渡方又は受方は、受渡日の翌営業日の午後4時45分（半休業日にあつては正午）までに、受渡場所若しくは当該受渡品を保管又は管理している者が受渡日現在において、タンク内に渡方若しくは受方が保有する受渡品が蔵置されていること又はされていたことを確約する旨を記載した書面を本所に差し出さなければならない。

本所は、前二号に定める書類が提出された翌営業日の正午までに、渡方に対して受渡代金等を支払う。

インタンクトランスファーは、業務規程第13条に規定する受渡単位にかかわらず、分割して行うことができる。

(受渡諸経費の負担)

第15 受渡時に発生する検査、検量及び積込み作業等に要する費用の負担については、受渡当事者間で決定するものとする。

(故障の申立)

第16 受方は、申告受渡により受渡された受渡品等について、故障の申立てをすることができない。

(石油受渡細則の準用)

第17 石油受渡細則第3条第2項、第4条、第15条及び第16条の規定は、申告受渡について準用する。

(受渡証明書類の保存)

第18 申告受渡を行った会員は、第5第1項第1号並びに第14第1項第5号及び同第2項第3号に定める書類について、保存しておかなければならない。

(法定帳簿の記載方法)

第19 申告受渡を行った会員は、法定帳簿(先物取引受渡計算帳)上、申告受渡により受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(その他)

第20 本要領に定めのない事項については、受渡当事者間の合意により決定するものとする。

附則

平成11年3月12日開催の理事会で議決された本要領は、平成11年7月1日から施行する。

附則

平成12年1月19日開催の理事会で議決された第3及び第5から第19までの変更規定並びに第4の新設規定は、平成12年1月19日から施行する。

附則

平成12年4月19日開催の理事会で議決された第5の(1)、第9及び第17の変更規定並びに第5の(1)、第13の2の新設規定は、平成12年5月1日から施行する。

附則

平成13年2月21日開催の理事会において議決された第7(受渡供用品)の(1)の変更規定は、

平成13年2月21日から施行する。

附則

平成13年4月18日開催の理事会において議決された第13（受渡の方法）の1の(5)及び(6)の変更規定は、受託契約準則第47条（受渡しによる決済の特例）第3項及び第7項の変更規定の経済産業大臣の認可の日（平成13年5月22日）から施行し、平成13年6月1日以降の受渡から適用する。

附則

平成15年6月18日開催の理事会において議決された変更後の本要領は、平成15年8月4日から施行する。

附則

平成15年12月17日開催の理事会において議決された第6（申出の変更及び取消等）の変更規定は、平成15年12月17日から施行する。

附則

平成16年3月17日開催の理事会において議決された第5（申出方法及び承認等）の1の(5)の変更規定は、平成16年4月限以降の限月から適用し、第9の2（受渡品の量目の増減の許容限度）及び第13（受渡の方法）の1の(7)の新設規定は、平成16年11月限以降の限月から適用する。

附則

平成16年9月15日開催の理事会において議決された第7（受渡供用品）の変更規定は、業務規程第4条（標準品）の変更規定の経済産業大臣の認可の日（平成16年9月16日）から施行し、平成17年4月限以降の限月から適用する。

附則

平成17年4月20日開催の理事会において議決された第1（目的）、第4（申告受渡希望の申出）の1、第5（申出方法及び承認等）の1(1)、第6（申出の変更及び取消等）の1、第8（受渡場所）、第13（受渡の方法）の1(3)、第16（石油受渡細則の準用）の変更規定は業務規程の変更規定の経済産業大臣の認可の日（平成17年4月22日）から施行し、平成17年12月限以降の限月から適用する。

附則

平成17年4月20日開催の理事会において議決された第1（目的）、第2（定義）、第3（利用可能対象者）、第4（申告受渡希望の申出）、第5（申出方法及び承認等）、第6（申出の変更及び取消等）、第8（受渡場所）、第9（受渡品の量目）、第10（受渡品の量目の増減の許容限度）、第11（建玉決済枚数と受渡品の量目との関係）、第14（受渡方法）、第17（石油受渡細

則の準用)、第18(受渡証明書類の保存)、第19(法定帳簿の記載方法)の変更規定は業務規程の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成17年4月25日)から施行し、平成17年5月1日から実施する。